

議案第63号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。
第24条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条第1項中「同条第20号」を「同条第19号」に改め、同条第3項中「前条第16号」を「前条第15号」に改め、同条第4項中「前条第17号」を「前条第16号」に改め、同条第5項中「前条第18号」を「前条第17号」に改め、同条第8項中「前条第19号」を「前条第18号」に改める。

第26条中「第24条17号」を「第24条第16号」に改める。

第27条中「第14号」を「第13号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収する主体が地方公共団体情報システム機構となったことに伴う所要の整備を行うため提案するものであります。